



◆福祉用具の頼りすぎに注意!!

介護保険では福祉用具をレンタルできるサービス（福祉用具貸与）があります。レンタル料は用具の種類や事業所によって異なりますが、利用者はレンタル料の1割を負担して利用することになります。

しかし、福祉用具に頼りすぎてしまうと、自分でできていたことができなくなってしまうなど自立から遠ざかる結果を招いてしまうことがあります。

下の対照的な2人の例を見て、福祉用具の正しい使い方をするようにしましょう！

Aさんの場合

車いすはやっぱり楽だね！
今でも歩こうと思えば歩けるけど、こっちの方がいいね。



Bさんの場合

まだ杖を使えば歩くことができるから、車いすを借りるのはやめよう。



しばらく経つとAさんは身体機能が衰え、自分ではまったく歩けなくなりました。

自分でできることまで福祉用具に頼るのは、やめましょう！

福祉用具の貸与は、用具を使うことによって、要介護者や要支援者の自立した生活を実現することが目的ですが、楽だからといって安易に用具に頼ってしまうと、ますます身体機能が衰えてしまう恐れがあります。

何をすれば利用者が意欲的な生活ができるかをよく検討しながら、実際に役立つ福祉用具を選びましょう。

※ 要介護度により利用が制限される場合があります。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,787人	平成19年4月 末日現在
要介護（支援）認定者		764人	
給付実績	在宅介護サービス費	23,824,935円	平成19年3月 の給付実績
	施設介護サービス費	50,095,542円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	22,286,902円	
	介護サービス費 合計	96,207,379円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL476-1111（内線131）